

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(追加版)

第3章

具体的対応編

県教育委員会が作成したマニュアルや手引き等から、『①平常時、②発生時、③留意点』を抜粋した。

12 全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時の対応 <ul style="list-style-type: none"> □ 教職員でJアラート警報時の対応について共通理解を図る □ Jアラート警報時の行動について、児童・生徒に指導する □ 「Jアラートにより緊急情報が発信された場合は1校時を休講とする」等、教育活動の中止基準を明確化する
発生時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急情報「ミサイル発射」が発信された場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> □ 休校、授業の短縮等の決定、通知 □ 児童・生徒へ避難、自宅待機の指示 □ 児童・生徒の避難誘導 ○ 緊急情報「ミサイル通過」が発信された場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> □ 避難、自宅待機解除の通知 □ 引き続き情報の収集 ○ 緊急情報「ミサイル落下」が発信された場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> □ 引き続き避難行動を取ることの指示 □ 情報の収集 □ 自治体の指示があった場合、指示に従って行動
留意点	<ul style="list-style-type: none"> □ Jアラート警報時に児童生徒にどのような行動を取らせるのか、事前に確認し、教職員間で情報共有する □ ミサイル着弾時に爆風や破片等から身を守るための避難行動をとる □ ミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類によって被害の様相が異なるため、情報収集を続ける

弾道ミサイル等発射に係るJアラートが静岡県内に発令された場合の対応

磐田市教育委員会

弾道ミサイル等発射に係るJアラートが静岡県内に発令

「弾道ミサイル落下時の行動について」に基づく避難行動

登校前（家庭）	登下校中	在校中（学校）
○自宅待機	○避難行動	○学習活動中止 ○残留

「弾道ミサイル落下時の行動」（別紙）

通過または落下後

磐田市に影響がなかった場合

登校前（家庭）	登下校中	在校中（学校）
○登校 ・同報無線やニュース等を通して、磐田市に影響がないことが確認できた後、登校。 ・不審な物（落下物等）を発見した場合は、決して近寄らず学校へ報告し、学校から警察・消防へ連絡。	○登校（下校） ・同報無線やニュース等の情報から、磐田市に影響がないことが確認できた後、登校（下校）。 ・登校（下校）時に、不審な物（落下物等）を発見した場合は、決して近寄らず学校（保護者）へ報告し、学校（家庭）から警察・消防へ連絡。	○学習活動再開 ○通常通り下校 ・下校時に、不審な物（落下物等）を発見した場合は、決して近寄らず保護者へ報告し、家庭から警察・消防へ連絡。

磐田市に影響があった場合

○「弾道ミサイル落下時の行動について」に基づく避難行動を継続

- ・学校へは、磐田市危機管理課からの情報等や学校の対処等について、教育委員会から通知する。
- ・保護者へは、学校からのメール等を通して、学校の対応について連絡する。連絡があるまでは、「弾道ミサイル落下時の行動について」に基づき、身の安全を最優先に行動する。

※弾道ミサイル等が静岡県周辺に飛来する可能性がある場合には、Jアラート（全国瞬時警報システム）を使用し、市の同報無線で警報（サイレンとメッセージ）が流れます。また、携帯電話等に緊急速報メールが配信されます。

※（参考）内閣官房 国民保護ポータルサイト ～Jアラートについて～

<http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryout/nkjalert.html>

1 原子力災害対策の基礎知識

(1) 原子力災害について

「原子力防災のしおり 平成29年3月」(静岡県)

原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。



原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で 震度6弱以上の 地震が観測 された時など	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の 全交流電源が 喪失した状態が 継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を 行うよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行うよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての機能を喪失 した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき	全住民の避難、 安定ヨウ素剤の服用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難・一時移転の 準備を行うよう 指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防護措置
500 μ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、 速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 μ Sv/h超過	1週間程度内に移転する 一時移転の指示が出ます。
0.5 μ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、 検査結果によっては摂取制限を行います。

μ Sv：マイクロシーベルト

原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万が一、原子力発電所で緊急事態が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。



うわさやデマに惑わされないようにしましょう。
県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の公共放送で確認してください。



電話の使用は極力控えましょう。
安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。



おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。
お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一斉に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるとのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の範囲、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見ることができるシステムを開発しました。(H28.3)

QRコードでもアクセス可能



静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

屋内退避の 指示が出されたら

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。
建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

(学校の場合)

- 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- 自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
- 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策等)を児童生徒に説明する。
- 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

2 浜岡地域原子力災害広域避難計画

(1) 避難先市町（県内の避難先及び協議をしている都県、市区町村）

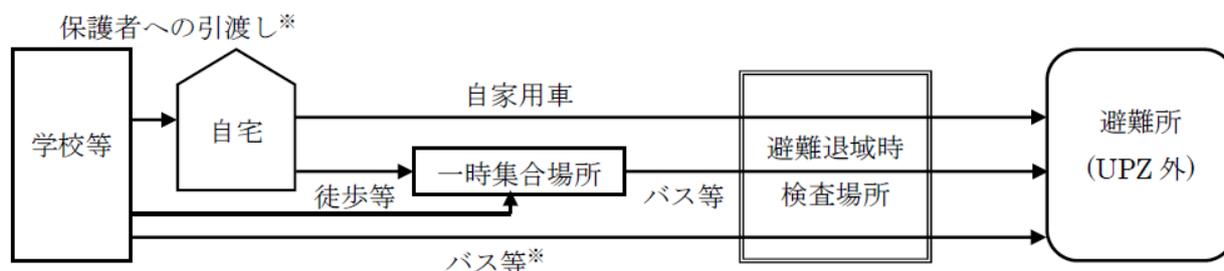
避難先 1：原子力災害が単独で発生した場合等

避難先 2：大規模地震との複合災害などで避難先 1 に避難できない場合

市町名	PA Z	UP Z	避難先 1	避難先 2
磐田市		△	岐阜県（全 42 市町）	石川県（金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）

PAZ・UPZの対象範囲が市町域の全域に及ぶ場合は○、一部の場合は△

(2) 学校等の避難フロー（PAZ・UPZ共通）（例）



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受ける。）。

〔『浜岡地域原子力災害広域避難計画 H30.6月修正』（静岡県危機管理部）参照〕

3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

ながふじ学府は、UPZ圏外に位置するが、UPZ圏内から通学している児童生徒がいる。

(1) UPZ圏内から通学している児童生徒への対応

事前の準備	<input type="checkbox"/> UPZ圏内から通学している児童生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について保護者と共通理解を図る。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	<input type="checkbox"/> 災害発生状況を把握し、当該児童生徒に正確な情報を伝える。 <input type="checkbox"/> 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。 <input type="checkbox"/> 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。

(2) UPZ外の学校における対応

原子力災害発生時は、PAZ内及びUPZ内の住民等は事態の進展によって避難等が実施されることから、当該地域から通学する児童生徒が保護者と一緒に行動できるよう、警戒事態から下校又は引渡しが行なわれるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
学校が直ちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 平常授業 (※) <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ又はUPZ内から通学する児童生徒は下校または引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 平常授業 (※) <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ内から通学する児童生徒は引渡し <input type="checkbox"/> UPZ内から通学する児童生徒は下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 平常授業 (※) <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ又はUPZ内から通学する児童生徒は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡

(※) 原子力災害が地震・津波に起因する場合は、地震・津波時の対応に準拠する。

(3) 下校・引渡しのルール (まとめ) 上段:警戒事態 中段:施設敷地緊急事態 下段:全面緊急事態

		児童生徒の居住地		
		PAZ内	UPZ内	UPZ外
学校	UPZ内	【下校又は引渡し】		
		【引渡し】	【下校又は引渡し】	
		【引渡し】		
	UPZ外	【下校又は引渡し】		
		【引渡し】	【下校又は引渡し】	
		【引渡し】		

(※) 自治体から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

共通事項:危機発生時における心のケア

事故発生

臨時全校集会
臨時保護者会

- 携帯メール等による不適切な情報の拡散防止
- 関係児童生徒からの聞き取り調査
- 全校集会で正しい事実を学校長から児童生徒に伝える
- 授業中、休み時間、登下校時における見守り態勢の強化
- 児童生徒の心身の不調とその対応の確認
- 家庭における児童生徒の心のケアに対する協力依頼

心のケアの実施

- 緊急サポートチームの編成
※緊急サポートチーム（教育委員会指導主事、臨床心理士及び学校関係者）
- 児童生徒の状況把握のための健康観察カードの活用
- 支援計画の作成
 - ・配慮が必要な児童生徒のリストアップ
 - ・反応が出ている児童生徒への対応
- カウンセリング及びカウンセリング後の情報共有

教職員への心理教育の実施

- 急性ストレス反応とその対応について理解を深める
- 健康観察カードを実施し、個々の児童生徒の状況を確認した上で個別支援を開始する
- リラクゼーション（リラククス法や呼吸法等）の導入

第4章

参考資料編

1 参考マニュアル及び方針等

マニュアル名等	登載先	
	静岡県教育委員会 ホームページ	SDO 教育事務局常用資料 「危機管理」
学校危機管理マニュアル作成の手引き	○	○
学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）	○	○
学校安全推進の手引き（改訂版）	○	○
学校の風水害対応マニュアル	○	○
静岡県教育委員会新型インフルエンザ対応マニュアル（第二版）	○	○
教育委員会地震災害時情報伝達実施要領（暫定版）		○
静岡県防災教育基本方針（平成25年3月改訂）	○	
薬品管理マニュアル		○

2 関連ウェブサイト

静岡県危機管理部	http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/
静岡県地震防災センター	http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/
静岡県教育委員会	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-010/bousai/main.html
気象庁	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
内閣府防災情報	http://www.bousai.go.jp
防災情報提供センター （国土交通省）	http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/
東海地震ドットネット	http://www.toukaijishin.net/
消防庁	http://www.fdma.go.jp/
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/
文部科学省	http://www.mext.go.jp/
国立感染症研究所	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
内閣官房国民保護ポータルサイト	http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html

3 生活安全情報メール配信

- ・静岡県警察「エスピーくん安心メール」登録用QRコード
- ・パソコンからのアクセス方法
<https://anzen.police.pref.shizuoka.jp/shizuoka/member>



4 磐田市教育委員会への報告書等について

- ・ミライム『（オリジナルメニュー）の「☆ライブラリ」』⇒『教育委員会より』の中
（例）生徒指導報告（事故報告書、児童虐待通告書(市)、不審者関連 等）